

取組例 8 児童の権利に関する条約

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を保障するために定められた国際的な条約です。日本は、1994年に批准しました。「子どもの権利条約」では、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。「子どもは未熟だから大人が決めればよい」「子どもは大人の言うことさえ聞いていればよい」ではなく、子どもの意見をしっかりと聞き、尊重しながら、**子どもにとって最善の利益は何か**を考えることが大切です。子どもの権利条約は54の条文からなり、例えば、以下のようなものがあります。

参考:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ(<http://www.unicef.or.jp/>)

「子どもの権利条約カードブック」「世界のこどもたちを知る」「子どもと先生の広場」

【子どもたちには、どんな権利があるの?】

<生きる権利>

- 第2条
差別の禁止
- 第24条
健康・医療への権利など

<育つ権利>

- 第28条
教育を受ける権利
- 第31条
休み、遊ぶ権利など

<守られる権利>

- 第19条
暴力などからの保護
- 第23条
障がいのある子ども
の成長の保障など

<参加する権利>

- 第12条
意見を表す権利
- 第13条
表現の自由

子どもの権利条約の4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利
- 子どもの最善の利益
- 子どもの意見の尊重
- 差別の禁止

「子どもの権利条約」の理念を踏まえた実践が行われています!

- 子ども主体の取組
 - ・多数決で安易に決めるのではなく、個々の意見を尊重した話し合いのプロセスをとる。
 - ・生徒会主体で校則の見直しを進める。
 - ・自分たちの学級の目標を自分たちで決める。
 - ・自分たちでアイデアを出し、運動会や体育大会の種目を決定し練習計画を立てる。
- 教職員のかかわり
 - ・子どもが安心して自分の思いを話せるようなあたたかな学級づくりをする。
 - ・子どもの声に耳を傾け、思いを受け止めた上で、自分の考えを伝えるようにしている。
 - ・問題行動の際には、理由を聞き、子どもの気持ちや行動の背景を理解しようとする。
 - ・授業時間(時刻)を守り、休み時間を確保できるようにする。